

基本的な論点に対する各会派等提出の検討項目及び関係法令等(当委員会検討項目)(案)

※基本的な論点に基づき、各会派から提出された検討項目を整理した。その実施の有無を含め協議する。

基本的な論点		論点に対する会派等提出の検討項目(抽象化)	会派等提出の検討項目(詳細)				関係法令			
大分類	中分類		提案会派	項目	検討内容	備考	法令等名	条項	内容	
(1) 議会・議員の活動原則	①議会の活動原則	a.位置付け	民主	議会の存在価値	市政における議会の位置付けを明確にする。		憲法	第93条第1項	「地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する。」	
							地方自治法	第89条	「普通地方公共団体に議会を置く。」	
		b.役割・責任(議案等の審議・審査、事務の監視・評価、政策立案・調査研究、意見書・決議等による国等への意見表明等)	自民	議会の役割	・二元代表制における議会の地位・使命・責務・権限 ・議会の機能強化			地方自治法	第89条～第138条(第6章)等	第6章では、議会の権限として、議決権、選挙権、検査及び監査権、調査権並びに専門的事項に係る調査権について規定している。 ※その他、副市長選任の同意権(第162条)、専決処分承認(第179条)等の同意権及び承認権が地方自治法等に規定されている。
			公明	議会の使命	二元代表制における議会・市長の責務					
	市民との関係		市民に開かれた議会としての活動							
	ネット・無所属クラブ	議会の役割	現在、地方自治体においては議会と首長との二元代表制となっているものの、予算編成権とその日常的な執行という首長の持つ権限は相対的に大きく、近年の地方分権の推進により、その比重は一層増加しています。 二元代表制の本旨からも、また最も住民生活に身近な自治体の主権在民を実現するためにも、両輪の一方である議会が、これまで以上の力を培い、首長権限との正当なバランスを保っていく事が重要であると考えます。	従来の議決権を通じた行政に対するチェック機能に加え、政策立案機能をより拡充する方途と、そのための合意形成法等についての議論。						
	②議員の活動原則	a.位置付け					憲法	第93条第2項	「地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。」	
							地方公務員法	第3条第3項第1号	(非常勤)特別職とされている。	
		b.役割・責任(議員間討議、住民意見の把握、能力研さん等)	自民	活動原則	議員活動					
			民主	活動原則	市会議員としての活動を明確化 市会議員としての責任、義務、権利などについて明確にする。					
公明			活動原則	議員の責務と議員活動のあり方						
a.住民への議会情報等の広報(全般)		公明	市民との関係	政策等の形成過程の市民への説明						
	民主	市民との関係	議会が市民に見えないのは、何を決めているのか分からないことも一因。採決前に議案を公表し意見を募ることで議会の重要性を伝えると同時に、市民の市政へのダイレクトな関与の機会を増やす。	すべての議案を採決前(議案発送と同時に)、市民に町内掲示板・マスコミ等において公表し、意見を募り、議会において意見を述べる機会を市民は得、それらの意見を勘案したうえで、議会において採決する。						
	b.会議録等の速やかな公開	みんな	議会自身	議会自身について(活発な議論を実現するために)		・議事録の速やかな公開 ・委員会資料の公開	地方自治法	第123条第1項	「議長は、事務局長又は書記長…に書面又は電磁的記録…により会議録を作成させ、並びに会議の次第及び出席議員の氏名を記載させ、又は記録させなければならない。」	
		ヨコ会	会議運営	会議録等の早期作成・提出について			横浜市会会議規則	第98条～第101条	会議録記載事項等を規定	
						委員会等記録取扱要領	—	会議(本会議を除く。)の記録の取扱いについて規定		

①議会の情報公開

c.インターネット中継	みんな	議会自身	議会自身について(活発な議論を実現するために)	委員会のネット配信(USTREAMなど)				
	共産	市民との関係	・議員は、市民の代表であり、市民と行政のパイプ役として、重要な役割を担わなければならない。ところが、議員は何をしているかわからない、役に立たない、だから減らすべきだという声が市民から上がっているのも事実である。そもそもこんな声があがるのには、議会が市民から遠い存在であり、議員の姿が見えないことに大きな原因がある。 ・市民の多くが市政に関心を持ち、行政や議会を監視することで、真の市民のための市政が生まれてくると考えられる。	常任委員会及びすべての特別委員会をインターネット中継の対象にする。	横浜市会インターネット中継に関する要綱	—	本会議及び予算・決算特別委員会のインターネット中継について規定	
	当局	常任委員会	インターネット中継の導入					
d.直接傍聴	民主	委員会	委員会傍聴	委員会傍聴を許可すべき。例えば、2~3人の人数制限があってもよい。	地方自治法	第115条第1項	「普通地方公共団体の議会の会議は、これを公開する。」	
	共産	常任委員会	常任委員会では委員会室が狭いなど物理的な理由から一般市民の直接傍聴を事実上認めていないが、直接傍聴を認めていない議会は全国的にみてもわずかであり、政令市だけをみても横浜市と京都市のみである(大阪市は直接傍聴を試行実施中)。これではどうい開かれた議会とはいえない。	常任委員会等の直接傍聴を認める。現在でも記者の傍聴は認めており、スペースが全くないというわけではない。予算・決算特別委員会における局別審査の傍聴者数のように、会議室の大きさに応じた傍聴者数とすればよい。	横浜市会傍聴規則	—	傍聴に関する事項を規定	
					横浜市会のモニターテレビ放映に関する要綱	—	本会議及び委員会等の会議のモニターテレビ放映に関する事項を規定	
横浜市会予算・決算特別委員会の局別審査における一般傍聴に関する要綱	—	横浜市会予算・決算特別委員会における一般傍聴に関する事項を規定						
d.議会広報の充実	民主	広報	議員の活動がなかなか市民に伝わらない。議員各個人が活動報告等を行っているが、自分のPRになり、有権者に客観的評価判断・材料にはなっていない。	横浜市会をアピールするキャンペーンなどを行ってもよいのではないかと。	「ヨコハマ議会だより」編集会議内規	—	ヨコハマ議会だより編集会議の運営に関する事項を規定	
		市会だより	市会だよりには質問者の氏名を出すべき。					
	公明	あり方	広聴広報機能の充実					
e.議会・議員の評価と公表	民主	その他	議会の評価の方法と公表の仕方					
		自己評価	議員の自己評価のあり方と公表の仕方					
a.議会への住民の参加(全般)	自民	あり方	市民参加の推進に向けた広聴・広報のあり方					
	公明	市民との関係	市民の議会活動への参加の推進					
		あり方	広聴広報機能の充実					
ネット・無所属クラブ	議会の役割	現在、地方自治体においては議会と首長との二元代表制となっているものの、予算編成権とその日常的な執行という首長の持つ権限は相対的に大きく、近年の地方分権の推進により、その比重は一層増加しています。 二元代表制の本旨からも、また最も住民生活に身近な自治体の主権を民を実現するためにも、両輪の一方である議会が、これまで以上の力を培い、首長権限との正当なバランスを保っていく事が重要であると考えます。	議会と市民との相互関係を強化するため、日常的な市民意思の反映とその検証を担保する方法等についての議論。					

(2) 議会と住民の関係

②議会への 住民参加	b.請願・陳情に関する 意見聴取等	民主	請願・陳情	請願者・陳情者への意見聴取	付託される請願・陳情は、政策提案として提案者の意見を聴くこと。	憲法	第16条	「何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。」	
		みんな	市民との関係	議会と市民の関係について(市民の積極的な参加を促進するために)	請願・陳情の読み上げについて(請願者、陳情者が委員会で読み上げる形にすべき)	横浜市議会規則	第88条～第92条	「普通地方公共団体の議会に請願しようとする者は、議員の紹介により請願書を提出しなければならない。」	
		共産	常任委員会	陳情は国への意見書を求めるものや機関意思の決定を求める決議のみを委員会の付託対象としているが、陳情も市民からの要望という意味では審査対象とすべきである。さらに、請願者・陳情者の意見陳述は審査の重要な参考となるが、口頭陳述を認めていない。	請願者・陳述者の意見陳述を認める。	横浜市議会請願及び陳情取扱要綱	—	請願及び陳情の取扱いについて規定	
	c.議会報告会の開催	民主	市民との関係	議員と住民の議論が少なく、住民の代表として意思集約ができていない。	・区民意見の的確な集約 ・議会報告会、議員と住民等の討論 ・住民の意見を聴くための一般会議				
		みんな	市民との関係	議会と市民の関係について(市民の積極的な参加を促進するために)	議会の広報・広聴活動の実施(市民意見の把握、市民への議会報告)				
		共産	市民との関係	・議員は、市民の代表であり、市民と行政のパイプ役として、重要な役割を担わなければならない。ところが、議員は何をしているかわからない、役に立たない、だから減らすべきだという声が市民から上がっているのも事実である。そもそもこんな声があがるのには、議会が市民から遠い存在であり、議員の姿が見えないことに大きな原因がある。 ・市民の多くが市政に関心を持ち、行政や議事を監視することで、真の市民のための市政が生まれてくると考えられる。	議会主導で、議会報告会を定期的に各区で行う。				
	d.土日(休日)議会の 開会	みんな	市民との関係	議会と市民の関係について(市民の積極的な参加を促進するために)	夜間議会、休日議会の開催(多様な、市民の政治参加促進)		横浜市議会規則	第8条	会議の時間は、午前10時から午後5時まで
		共産	市民との関係	・議員は、市民の代表であり、市民と行政のパイプ役として、重要な役割を担わなければならない。ところが、議員は何をしているかわからない、役に立たない、だから減らすべきだという声が市民から上がっているのも事実である。そもそもこんな声があがるのには、議会が市民から遠い存在であり、議員の姿が見えないことに大きな原因がある。 ・市民の多くが市政に関心を持ち、行政や議事を監視することで、真の市民のための市政が生まれてくると考えられる。	市民が傍聴しやすいよう土日、祝日、夜間議会の開会		横浜市議会規則	第10条	「市の休日は、休会とする。ただし、市会の議決があったとき、又は議長が必要と認めたときは、特に会議を開くことができる。」 (参考)市の休日(横浜市の休日を定める条例) ・日曜日及び土曜日 ・国民の祝日 ・12月29日から翌年の1月3日までの日
	①首長等の 提案説明	a.形式(全般)	公明	本会議	本会議の形式		地方自治法	第120条	議会の運営に関し必要な事項を会議規則に定めることを規定
		a.答弁者による趣旨確認(反問権)	みんな	議会と行政	議会と行政の関係について(二元代表制における役割を明確にするために)	市長への反問権の付与	地方自治法	第120条	議会の運営に関し必要な事項を会議規則に定めることを規定 ※会議規則には同趣旨の規定は現行ない。
			当局	本会議	答弁者から質問者に対する質問の趣旨確認導入				
		b.一問一答	民主	本会議	質疑・質問方法	本会議における一問一答方式への変更。	地方自治法	第120条	議会の運営に関し必要な事項を会議規則に定めることを規定 ※会議規則には同趣旨の規定は現行ない。
みんな	議会と行政		議会と行政の関係について(二元代表制における役割を明確にするために)	一問一答方式の実施					
		当局	本会議	自席での「一問一答方式」導入		横浜市議会規則	第50条	「質疑は、同一議員につき同一議題について2回をこえることができない。ただし、議長の許可を得たときは、この限りでない。」	

(3) 議会と執行機関の関係	② 質疑	c. 質問日数・質問時間	民主	本会議	一般質問の日数拡大	例えば、一般質問に会派代表としての質問がなじむのか。個々人による一般質問については、会派とは何か、議論が発生する。	横浜市議会会議規則	第51条	「議長は、必要があると認めるときは、発言時間を制限することができる。」(第1項) 「議長の定めた時間制限に対して出席議員5人以上から異議があるときは、議長は、会議にはかり討論を用いないで決める。」(第2項)
					発言持ち時間	本会議等で1人が発言する時間を制限すべき(例えば20分以内)。よって大会派は発言者数が増える。			
			共産	本会議	横浜市の本会議での発言機会は、1定例会あたり議案関連質問、一般質問、討論の3回(予算議会を除く)で、いずれも会派の所属人数を基に単純比例配分した時間となっており、他都市議会に比べて、発言時間が非常に少ない。市民から選ばれた議員として、発言の機会がきちんと確保されているとはいえない状況である。	<ul style="list-style-type: none"> ・議案関連質疑: 現在は、議案数にかかわらず会派所属人数に応じた時間であり、十分な質疑が行えないため、時間制限を設けない。 ・予算代表質疑: 会派を代表した予算に対する質問とし、2～3日間にわたって行い、基礎時間(20分程度)+所属人数に応じた時間とする。 ・一般質問: 市政一般に対する議員個人の質問とし、答弁も含めて1人30分とする。期間は3～5日間とする。 ・全ての会派が全ての委員会に所属するわけではないので、委員長報告に対する質疑を設け、時間制限を設けない。 ・質疑・質問には、一問一答の質疑方式を導入する。 ・議決に先立って行う討論には、時間制限を設けない。 	市会運営委員会申し合わせ・確認事項	—	本会議、予算・決算特別委員会における発言時間の持時間制を定めている。
	a. 会派		民主	会派	交渉会派の定義見直し	各常任委員会に委員を輩出し、会派としての賛否を表明することが必要ではないか。	横浜市議会の会派に関する要項	—	横浜市会における会派の定義、届出方法等を規定 「会派は政策の決定及び形成に資するため、その理念を共有する2人以上の議員をもって結成する。」
					会派拘束(党議拘束)を原則廃止	議員は個々の判断で議案の賛否を決め、公表する。理由は、①会派拘束は、二元代表制を無力化する「首長与党」を形成する最大要因。②首長の権限を抑制するべき二元代表制下では、議会は市民の代表機関として強かに首長権限をコントロールしなければならず、そのために、市民意思の総体を議会において首長に表現するのが責務。会派(政党)の思惑を議会で表現するのは、強首長型の二元代表制下では特に適当でない。	市会運営委員会申し合わせ・確認事項	—	「交渉団体とは5人以上の所属議員を有する会派をいう。」
			公明	会派	会派のあり方と活動(会派性の担保と役割・権限)				
	b. 補助体制		民主	議会の権限	政策提言・立案を充実させるためのサポート体制の必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・議会局は、法制調査など必要に応じ対応できるような強化充実が必要 ・議員の調査、政策立案活動ができるような環境整備と研修の充実 ・会派ごとの政務調査員の採用をはじめとした政策立案機能強化のための措置 ・議会図書館の充実強化 	地方自治法	第138条	議会の事務局及びその職員に関する規定(条例で定める。)
								第100条第18項	議会図書館の附置について規定
							横浜市議会局設置条例	—	横浜市会に事務局として議会局を置くことを規定
								横浜市職員定数条例	第2条第1項第2号
			当局	議会の権限	政策調査・立案機能の強化	議会局へ議員活動を補佐するスタッフを配置するとともに、議会局による一般質問、予・決算特別委員会総合審査の質問要旨などの確認	横浜市議会局処務規程	—	議会局の組織、事務分掌その他処務について規定
							横浜市会図書館規程	—	市会図書館の運営及び管理について規定

①組織

c.委員会構成	民主	委員会	特別委員会の位置付け	・議員同士の議論が少なく、特に特別委員会の位置付けが不明確。期限を切り、全員が所属しないで真に必要なものとすべきである。 ・議員相互間の自由な討議。 ・市民意見を公平に取り入れ、議員間の討議をして政策を創り上げ、提案することが重要。	地方自治法	第109条～第110条	条例で、常任・特別・運営委員会を置くことができる旨規定
	ヨコ会	委員会	常任委員会、特別委員会の委員会数の見直し(整理・統合)	委員会の整理統合	横浜市会委員会条例	—	常任及び運営委員会を設置すること、また、委員長及び副委員長若干名を置くことを規定。特別委員会を議決により設置することを規定 ※常任:8、特別:7委員会設置
d.委員任期	みんな	議会自身	議会自身について(活発な議論を実現するために)	常任委員会の任期の在り方	地方自治法	第109条第2項、第109条の2第2項、第110条第2項	少なくとも一の常任委員になり、条例に特別の定めがある場合を除くほか、議員の任期中在任すること等を規定(特別委員会の委員は、事件が審議されている間在任する。)
					横浜市会委員会条例	第3条第1項	「常任委員の任期は、1年とする。ただし、後任者が選任されるまで在任する。 ※運営委員にも同規定準用(第4条第3項)」
e.協議又は調整を行う場	みんな	議会自身	議会自身について(活発な議論を実現するために)	・議員間討議の実施	地方自治法	第100条第12項	「議会は、会議規則の定めるところにより、議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行う場を設けることができる。」 ※会議規則には同趣旨の規定は現行ない。
f.議員連盟							
g.調査機関					地方自治法	第138条の4第3項	「普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。」
a.議会の権限	公明	議会の権限	議会の監査権限の強化 行政法人を含む外郭団体への審査 政策執行に関する監視及び評価	監査委員の活用	地方自治法	第96条～第100条の2等	議決権、選挙権、検査及び監査権、調査権並びに専門的事項に係る調査権について規定している。 その他、副市長選任の同意権(第162条)、専決処分承認(第179条)等の同意権及び承認権が地方自治等に規定されている。
	ネット・無所属クラブ	議会の役割	現在、地方自治体においては議会と首長との二元代表制となっているものの、予算編成権とその日常的な執行という首長の持つ権限は相対的に大きく、近年の地方分権の推進により、その比重は一層増加しています。 二元代表制の本旨からも、また最も住民生活に身近な自治体の主権在民を実現するためにも、両輪の一方である議会が、これまで以上の力を培い、首長権限との正当なバランスを保っていく事が重要であると考えます。	健全な二元代表制を実現するために議会の権限強化が現行法制下の自治体レベルで、どのようなアプローチによりどこまで可能なのかについて専門家を交えた議論、認識共有。			
b.議員提案の仕組み	公明	議会の権限	積極的な議員提案(政策提言)の仕組み		地方自治法	第112条	議会の議決すべき事件につき、議員の定数の12分の1以上の者の賛成をもって議案を提出できる旨規定している。
	当局	議会の権限	政策に係る議員提出議案を提出する際の当局とのルール設定	提案者は、議案発送日の概ね1ヶ月前までに、条例原案に係る局等に対し情報提供及び予算措置の要請などを行う等	横浜市会会議規則	第17条	議案の提出方法等を規定
					市会運営委員会申し合わせ・確認事項	—	議案の審議方法等を規定している。 ※その他、「会派(賛成者)による条例の制定・改廃の議案提出前の立案手続き」(平成13年12月20日 団長会議決定)がある。

(4) 議会の組織・権限・審議

②権限	c.議決事件	みんな	議会と行政	議会と行政の関係について(二元代表制における役割を明確にするために)	総合計画、基本計画への議会の積極関与(行政が作成した案を議論するのではなく、策定の段階から議会も関与する。例えば、各党派から代表を送って審議に参加するなど。あるいは基本計画を議会の議決事項にするなど。)	地方自治法	第96条	「条例を設け又は改廃すること」(第1項第1号)等、15号にわたり議会の議決事件を規定している。また、第2項において、当該地方公共団体の事件について、議会で議決事件と定めることができる旨規定している。	
						地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例	—	地方自治法第96条第2項の規定に基づき、人事委員会の喚問する証人する費用弁償に関する事、及び長期にわたる重要事業の計画決定に関する事が議決事件と定められている。	
						横浜市議会の議決に付すべき特に重要な公の施設の廃止に関する条例	—	水道事業施設等の公の施設を廃止する際の特別多数議決を規定している。	
						横浜市議会の議決に付すべき財産の取得または処分に関する条例	—	議決に付すべき財産の取得又は処分について規定している。	
						横浜市議会の議決に付すべき契約に関する条例	—	議決に付すべき契約について規定している。	
③審議	a.審議のあり方(全般)	民主	本会議	本会議における審議の形骸化					
	b.会期	民主	定例会	会期の決定方法	会期の決定など形式的なことは本会議ではなく、運営委員会で決められるようにすべき。	地方自治法	第102条	会議の種類(定例会・臨時会)を規定し、会期等は議会が(条例で)定めることを規定している。 ※会期は、運営委員会で検討等し、同条第6項の規定に基づき、本会議初日に決定(議決)している。	
				会期中の日程調整					
		公明	定例会	定例会の回数・会期	会期中の日程調整を容易にするため、「議会優先ゾーン」日程を設定すべき。	横浜市会の定例会の回数を定める条例	—	定例会の回数は、毎年4回と規定されている。	
	みんな	議会自身	議会自身について(活発な議論を実現するために)	議会の会期の在り方					
	c.請願・陳情審査	自民	議会活動	本会議・委員会(請願、陳情審査)等議会審議・活動			憲法	第16条	「何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穏に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。」
		民主	請願・陳情	請願などの審議方法	常任委員会で議論する際に、一部の文言が問題になって採択されないことが多い、委員会での議論を踏まえて内容を修正し、採択できるようになれば、もっといい結果を出せるのではないか。	地方自治法	第124条	「普通地方公共団体の議会に請願しようとする者は、議員の紹介により請願書を提出しなければならない。」	
		公明	請願・陳情	請願と請願署名議員の公正化(議員の自己請願の取り扱い)					
		共産	常任委員会	陳情も付託対象として、審査する。			横浜市議会規則	第88条～第92条	請願書・陳情書に関する記載事項、審査方法等について規定
		ココ会	請願・陳情	請願書及び陳情書のあり方と紹介議員の取り扱いについて			横浜市会請願及び陳情取扱要綱	—	請願及び陳情の取扱いについて規定

	d. 予算議案の審査方法	当局	本会議	予算議案に対する審査方法(予算研究会、予算代表、予算関連、局別審査、総合審査)の再検討・見直し		地方自治法	第110条	条例で、特別委員会を置くことができる旨規定				
						横浜市会委員会条例	第5条	特別委員会を議決により設置することを規定				
						市会運営委員会申し合わせ・確認事項	—	予・決算特別委員会における所管局、審査方法等を規定している。				
	e. パソコン等の持ち込み	みんな	議会自身	議会自身について(活発な議論を実現するために)	委員会への議員のパソコン持ち込み許可							
		ヨコ会	会議運営	市会として、本市が取り組んでいる電子市役所の先取りを行い簡素で効率的な議会運営をおこなう。	パソコンやパワーポイントなどの情報機器の活用とパソコンの本会議・常任委員会への持ち込み							
	f. 採決方法	当局	本会議	議案等の電子採決(押しボタン式投票の)導入		横浜市会会議規則	第57条～第65条	採決の方法を起立、記名及び無記名投票の3種にすること等を規定している。				
						横浜市会委員会条例	第11条	「委員会の議事は出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。」				
	g. 委員外の発言	共産	常任委員会	委員会での審査を、行政への質問だけでなく、議員相互で意見交換を行えるようにする。	当該委員会の委員ではない議員の発言を認める。	横浜市会会議規則	第76条	「委員会は、審査または調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員に対しその出席を求めて説明または意見をきくことができる。」				
(5) 議員の政治倫理、報酬、政務調査費、研修	①政治倫理、報酬、政務調査費	a. 政治倫理	ヨコ会	政治倫理	横浜市会議員が市民全体の奉仕者として、公正かつ清廉を基本姿勢とし、常に政治倫理意識に徹した議員活動に取り組むに当たって、必要な事項を定めることを目的とした横浜市議員政治倫理条例や要綱を制定する。	市会独自で寄附禁止事項や団体役員などの兼業禁止を規定するなど、市民にわかりやすく理解協力を求める事項を強調する。	地方自治法	第92条・第92条の2	議員の兼職、兼業禁止を規定している。			
							政治倫理の確立のための横浜市議員の資産等の公開に関する条例	—	政治倫理の確立のために、横浜市議員の資産等の公開に関し必要な事項を規定している。			
		b. 議員報酬	公明	報酬	議員報酬の適正額の考え方			地方自治法	第203条	議員報酬を支給すること(第1項)、議員報酬の額を条例で定めること(第4項)等を規定		
			共産	報酬	横浜市の議員報酬は、全国の市町村で最高となっている(名古屋市と大阪市は現在減額中)。厳しい財政状況のなか、議員も身を削るべきだとの声があがっているが、身を削るのなら議員定数の削減ではなく議員報酬の削減が有効である。	議員報酬を2割削減し、政令市平均並みとする。		地方自治法	第203条	議員報酬を支給すること(第1項)、議員報酬の額を条例で定めること(第4項)等を規定		
c. 費用弁償	ヨコ会	委員会	正副委員長報酬の見直し(廃止等)	報酬の廃止		横浜市市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例	—	議長、副議長、委員長、副委員長及び議員別に、それぞれ議員報酬の額を規定 ※議員報酬の額(月額) 議長:1,179,000円 副議長:1,061,000円 委員長:983,000円 副委員長:973,000円 議員:953,000円				
						民主	費用弁償	実費相当の交通費を支給	通常ルートによる交通手段を設定し、実費相当の交通費を支給すべき。	地方自治法	第203条	費用弁償を支給すること(第2項)、費用弁償の額を条例で定めること(第4項)を規定
d. 政務調査費	民主	政務調査	政務調査費の用途基準	使途基準は、都市に働く議員として幅を持たせるべき。		横浜市市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例	第5条	「議員が職務のため市外に出張したときは、費用弁償として旅費を支給する。」(第1項)				
						公明	活動原則	議員活動の制度的支援	議員活動費、秘書制度、交通費の支給			
						共産	政務調査	政務調査費のあり方	実費弁償移行等	地方自治法	第100条第14項、第15項	議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、条例の定めるところにより政務調査費を交付することができる旨規定している。
				政務調査費は、きちんと議員活動を行うために、調査を行い、市民に報告するために必要なものであるが、その一方で第二の報酬などともいわれられており、市民合意が得られているとは思われない部分がある。	・政務調査費は、領収書の公開だけでなく、調査研究報告書など成果物と会計帳簿も公開する。 ・政務調査費の金額は、市民参加で妥当かどうか検討し、市民の理解をえられる適正な水準とする。	横浜市会政務調査費の交付に関する条例(同施行規則・規程)	—	政務調査費の額、交付対象、交付方法等を規定している。				

		公明	議員派遣	海外視察の公費負担のあり方		地方自治法	第100条第13項	「議会は、議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のためその他議会において必要があると認めるときは、会議規則の定めるところにより、議員を派遣することができる。」
	e.議員派遣	共産	海外視察	現在、議員1人あたり1期4年間で120万円、1期目の議員は3年目以降60万円を限度とする海外視察費が計上されている。海外のすぐれた事例を調査することは横浜市政のために役立つ場合もあるが、そうであれば、1期の議員は60万円を限度とするという差別があるのはおかしい。 近年、地方財政は厳しい状況におかれ、観光まがいの海外視察に対して市民の批判があがっており中止・凍結している議会が多い。	海外視察は、政務調査費で行い、全行程と領収書を公開する。現行の公費による海外視察は廃止する。	横浜市議会会議規則	第117条	議決(閉会中は議長決定)により議員を派遣することができる旨規定している。
	f.議員定数					地方自治法	第91条第1項	「市町村の議会の議員の定数は、条例で定める。」
						横浜市会議員定数及び各選挙区選出議員数に関する条例	—	議員の定数及び各選挙区ごとに選挙すべき議員の数を規定している。
	②研修							
(6) 大都市自治における議会のあり方	a.地方自治制度	民主	議会の存在価値	①規模の大きな自治体においては、一人の長によって民意を汲むよりも、各区より選出された議員達によって予算編成と行政執行を行う方が、きめ細かい民意の市政反映を可能にする。②規模の大きな自治体の議会では政党政治(会派運営)が定着し国政との連動も顕著である。党議拘束を生かした政党政治を行うのであれば議院内閣制を採用すべきで、少なくとも自治体が最適な政府形態を選択可能な状態にするべきである。③自治体規模によって政治体制を柔軟に住民投票によって決定できることは世界標準であり、住民の意思によって二元代表制か議院内閣制かを選択できる自治法とすべき。そうすることで地方議会の存在価値そのものを住民意思によって決定できる。	地方政府の形態は二元代表制のみでなく地方議院内閣制等を導入可能とする地方自治法改正を国に要望する。住民投票によって横浜市会と横浜市長の権限配分を決定出来る自治法へ改正し、議会から政策リーダー(首相)を選出、首相が局長を任命、内閣を組織し、内閣において予算編成と行政執行を行う。市長は対外儀礼的事項を担い、議会に政策提言を行う。			
	b.区への権限移譲	民主	議会の権限	区への権限移譲にともなう議会としてのチェック機能のあり方	現状の区づくり推進会議にチェック機能はない。			
	c.国に対する働きかけ	ヨコ会	議会の役割	地方議会の充実強化と活性化	議長への議会招集権の付与、臨時議会の活動制限の撤廃など議会活動の自由度の拡大、意見書に対する関係省庁等の誠実回答の義務付け、並びに地方議会議員の責務の法的明確化及び活動基盤の強化など、横浜市会として地方六団体と連携を図るとともに国に対し地方自治法の改正を強力に求めること。			
(7) その他	a.議会基本条例	民主	議会基本条例制定の意義	条例名称等、条例制定	<ul style="list-style-type: none"> ・自治基本条例に対する議会基本条例ではないか。横浜市が自治基本条例をつくる考えがないのであれば、条例名称も基本条例にする必要はない。 ・何のための条例なのかを明確にする必要がある。 ・何のために制定するのかをハッキリさせる必要がある。 ・市会の理念について明記するだけというのであれば、それを事前に確認しておく必要がある。 ・議員の姿勢を明記するのであれば、条例ではなく別の形で確認の方がよい。 ・基本条例制定に関しては、市民からの意見も聴くべきである。 			
		みんな	議会基本条例制定の意味	議会基本条例を制定する意味についての議論(横浜市会にとっての基本条例の意味)	<ul style="list-style-type: none"> ・市民アンケートの実施(項目は特別委員会で議論) ・専門家からの広聴(候補者) 江藤俊昭教授(山梨学院大学) 第29次地方制度調査会委員 廣瀬克哉教授(法政大学) 日本行政学会理事 北川正恭教授(早稲田大学) 元三重県知事 など 			

運営委員会に検討を依頼する会派等提出の検討項目（案）

会派等提出の検討項目	会派等提出の検討項目(詳細)				関係法令		
	提案会派	項目	検討内容	備考	法令等名	条項	内容
き章	ヨコ会	き章	横浜市議員き章規則の見直し		横浜市議員き章規則	—	議員は、き章をはい用することを規定し、その様式を定めている。
通告内容の公開	当局	本会議	質問通告内容のホームページへの事前掲載の検討		横浜市会会議規則	第44条	「会議において発言しようとする者は、議長の定めた期間内に議長に発言通告書を提出しなければならない。」
					市会運営委員会申し合わせ・確認事項	—	本会議、予算・決算特別委員会における通告について規定
答弁者	当局	本会議	局長答弁の導入		地方自治法	第121条	「普通地方公共団体の長、教育委員会の委員長、選挙管理委員会の委員長、人事委員会の委員長又は公平委員会の委員長、公安委員会の委員長、労働委員会の委員、農業委員会の会長及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は嘱託を受けた者は、議会の審議に必要な説明のため議長から出席を求められたときは、議場に出席しなければならない。」
		常任委員会	答弁者見直し	委員会出席部長を市会説明員として届け出て、所管部長答弁を可能とする。(議案及び報告事項に関しては、従来どおり、局長から説明)			
質問通告内容等	当局	本会議	質問通告内容及び書式等の検討	通告書への通告内容の明確化及び平準化等	横浜市会会議規則	第44条第2項	「通知書には、発言の要旨、討論については反対、賛成の別を記載しなければならない。」
					市会運営委員会申し合わせ・確認事項	—	本会議及び予算・決算特別委員会における通告に関する事項について規定
委員会構成	民主	委員会	常任委員会副委員長数の見直し	議員定数削減に伴い、常任委員会構成の委員数も減少している中、副委員長が2名必要か。	地方自治法	第109条～第110条	条例で、常任・特別・運営委員会を置くことができる旨規定
					横浜市会委員会条例	—	常任及び運営委員会を設置すること、また、委員長及び副委員長若干名を置くことを規定。特別委員会を議決により設置することを規定 ※常任:8、特別:7委員会設置
請願・陳情審査	当局	常任委員会	請願の付託先見直し	公有財産の管理、コンプライアンス、人事の総括としての見解を求める請願は、原則として所管局の委員会に付託、案件によって財政局や総務局等が出席	横浜市会請願及び陳情取扱要綱	—	請願及び陳情の取扱いについて規定
行政視察	民主	委員会	視察の取り扱い	委員会視察は、通常の委員会と同様の扱いとすべき。	地方自治法	第109条～第110条	第109条第4項「常任委員会は、その部門に属する当該普通地方公共団体の事務に関する調査を行い、議案、陳情等を審査する。」 ※第109条の2(運営委員会)及び第110条(特別委員会)においても同様の規定がある。
	共産	常任委員会	行政視察の形骸化。年2回も必要か。 年2回の市外視察を行っているが、本当に横浜市政に役立つ視察なのか、検証する必要がある。	市外視察が本当に年2回必要か、横浜市政のために役立つ視察内容かを調査検討し、回数、経費、内容、市民への報告など是非を含めて市民参加で見直しをすすめる。その結果、視察を実施することになった場合には、行政視察の報告書と旅費収支報告をホームページ上で公開する。			
審議・報告事項等	民主	本会議	開会ベル	本会議開催前の「予鈴」は廃止し、「アナウンス」または「別の音」にすべき。	横浜市会会議規則	第8条第2項	「会議の開始は、振鈴で報知する。」
	当局	常任委員会	請負契約議案に関する財政局審査への工事所管局の出席		地方自治法	第109条第4項	「常任委員会は、その部門に属する当該普通地方公共団体の事務に関する調査を行い、議案、陳情等を審査する。」
			議決を要しない寄附受納報告の取り扱い	①廃止 ②常任委員に資料配付 ③報告する金額の基準を設ける 等	寄附受領につき市会議決の要否について	—	「議決を要しない寄附受領の場合には、市会常任委員会にその旨報告すること旨の通達(総務局長依命通達S25.8.30)
			当局交代に伴う待機時間解消に向けた10分～15分程度の休憩時間の確保				

その他(検討項目としない項目) (案)

行政委員報酬	ヨコ会	報酬の見直し	横浜市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償の見直し	選挙管理委員、監査委員の報酬等の見直し(日額制)について。	地方自治法	第203条の3	行政委員に報酬を支給すること、その報酬は額等は条例で定めること等が規定されている。
					横浜市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例	—	行政委員に支給する報酬の額、支給方法等が規定されている。

他都市における議会基本条例制定 に伴う議会運営等の変更について

(平成23年12月6日現在)

他都市議会への調査にあたっては、平成23年6月23日に開催された本委員会での資料に基づき、調査都市は議会基本条例を制定している16道府県議会及び5政令市議会とし、調査項目は議会基本条例規定項目比較表から12項目に関する条文による議会運営等の変更を調査した。

1 調査都市

① 16道府県議会

三重県、福島県、神奈川県、岩手県、大阪府、大分県、宮城県、北海道、長野県、高知県、石川県、鹿児島県、奈良県、京都府、広島県、愛媛県（施行順）

② 5政令市議会

川崎市、さいたま市、名古屋市、広島市、新潟市（施行順）

2 調査項目

- ① 議会の活動原則、運営
- ② 議員の活動原則、責務
- ③ 情報公開、情報提供、説明責任
- ④ 住民参加
- ⑤ 議会と執行機関との関係
- ⑥ 議会の機能強化
- ⑦ 討議の保障・拡大
- ⑧ 議会改革の推進
- ⑨ 議会及び事務局の体制
- ⑩ 議員の政治倫理、身分
- ⑪ 政務調査費
- ⑫ その他

三重県議会

- 1 議会の活動原則、運営
 - ・定例会を年4回から2回に変更（H20～）
- 2 議員の活動原則、責務
- 3 情報公開、情報提供、説明責任
 - ・議長定例記者会見の開始（H19.6～ 毎月1回）
 - ・議案等に対する議員の賛否状況を県議会ホームページで公表（H20.5）
 - ・役員選出の協議を公開（H20.5）
 - ・みえ県議会出前講座の開始（H19.9～）
 - ・委員会の傍聴を許可制から原則公開に（H18.12）
- 4 住民参加
 - ・みえ出前県議会の開催（テーマ「県議会への女性参画」（H22.10）、「NPOの資金確保」（H22.11））
 - ・みえ現場 de 県議会の開催（テーマ「離島振興」（H23.11）、「女性の声を県政に」（H23.11））
 - ・公聴会の開催（「美し国おこし・三重」三重県基本計画策定について（H20.10）、「県立病院改革に関する考え方（基本方針）（案）」について（H21.4））
- 5 議会と執行機関との関係
 - ・「新県立博物館整備にかかる基本的考え方」「福祉医療費助成制度の見直し」について知事へ提言（H19.10）
 - ・知事提出議案に対する修正（一般会計補正予算「美まし国おこし三重」関係（H20.10）、三重県暴力団排除条例（H22.10））
- 6 議会の機能強化
 - ・附属機関の設置（議会改革諮問会議（H21.10～H23.4））
 - ・調査機関の設置（①財政問題調査会（H20.9～H23.3）、②議員報酬等に関する在り方調査会（H23.8～））
 - ・検討会の設置（①道州制・地方財政制度調査検討会（H19.6）、②政策討論会議（新しい県立博物館整備のあり方（H19.6～H19.10）、福祉医療費助成制度の見直し（H19.12～H20.1）、財政の健全化（H20.10～H21.4）、③食の安全・安心の確保に関する条例検討会（H19.12～H20.6）、④水力発電事業の民間譲渡に伴う宮川流域諸問題解決のためのプロジェクト会議（H19.12～H20.10）、⑤議員提出条例に係る検証検討会（H20.6～H23.4）、⑥三重県歯と口腔の健康づくり推進条例検討会（H23.9～））
 - ・県総合計画の戦略計画（施策以上）を議決対象にした（H22.3）

7 討議の保障・拡大

- ・従来、一般質問として行っていた質疑質問を「議案に関する質疑」と「県政に関する質問」とに分離した。
- ・委員間討議を行いやすくし、論点を判りやすくするために常任委員会での議案・請願の審査及び所管事項の調査は項目ごとに質疑・質問を行うこととした。

8 議会改革の推進

- ・市町議会と県議会との交流連携会議を開催（H20. 8, H22. 9）
- ・議会改革推進会議に①「会期に関する検討プロジェクトチーム」（H19. 6～12）、②「議長等任期に関する検討プロジェクトチーム」（H20. 6～8）、③「会期等の見直しに関する検証検討プロジェクト会議」（H21. 12～H22. 4）、④「会期等のさらなる見直しに関する検証検討プロジェクト会議」（H23. 6～）、⑤「議会基本条例に関する検証検討プロジェクト会議」（H23. 6～）を設置

9 議会及び事務局の体制

- ・公共政策大学院等とのインターンシップ制の実施（年2名）（H21. 9、H22. 8、9、H23. 9）

10 議員の政治倫理・身分

11 政務調査費

- ・三重県政務調査費の交付に関する条例一部改正（1件1万円以上は領収書添付（H19. 5））
- ・三重県政務調査費の交付に関する条例一部改正（全ての支出に領収書等を添付（H20. 4））

12 その他（上記にあてはまらない事項）

※三重県議会基本条例は平成7年以降進めてきた様々な「議会改革」の取組を後戻りさせることなく、引き続き議会改革に取り組むとともに、議会の基本理念や議員の責務及び活動原則を定め、議会と知事等及び県民との関係を明らかにするため制定したものです。基本条例制定以前の取り組みにつきましては、ホームページ（下記アドレス）の年表等を参照願います。

<http://www.pref.mie.lg.jp/KENGIKAI/shikumi/torikumi/index.htm>

福島県議会

- 1 議会の活動原則、運営
- 2 議員の活動原則、責務
- 3 情報公開、情報提供、説明責任
 - ・議案への会派ごとの賛否の公表や一問一答方式による総括審査会を議場で開催し、インターネット中継を実施するなど、議会HPの充実を図った。
 - ・会派、議員活動が従前より活発化している。(会派の先進事例調査活動、議会報告会などが多く開催され、新聞の折り込み報告も増えている。)
- 4 住民参加
- 5 議会と執行機関との関係
- 6 議会の機能強化
 - ・議員提案条例制定時のパブリックコメント及び参考人招致の実施。
- 7 討議の保障・拡大
- 8 議会改革の推進
- 9 議会及び事務局の体制
- 10 議員の政治倫理・身分
- 11 政務調査費
- 12 その他(上記にあてはまらない事項)
 - ・特別委員会は、従来「3つの特別委員会を2年設置する」ことが常態化していたものを、県政の喫緊の重要課題に対して、必要の都度、必要な期間設置し、政策提言していくこととし、特別委員会の役割・機能の充実を図った。(安全で安心な県民生活対策特別委員会〔設置期間1年〕、子育て支援対策特別委員会〔設置期間1年〕)
 - ・検討組織の設置について、柔軟に設置し、審査、調査、協議等を行った。(平成20年度・平成23年度：公立大学法人中期目標調査検討委員会、平成21年度：「新しい福島県総合計画」調査検討委員会、平成22年度：議員提出条例案検討会)

神奈川県議会

1 議会の活動原則、運営

- ・ 会期日数を従来の約 100 日から約 200 日に倍増 (H22 から)
- ・ 本会議で「分割質問方式」を導入 (H22 から)
- ・ 傍聴機会増大のため常任委員会を半数開催とし、委員会の一般傍聴者定員を倍増 (H22 から)
- ・ 補正予算案の提出時にも予算委員会を開催し、予算の審査を充実 (H22 から)
- ・ 年間の議会日程を予め県民に周知 (H22 から)
- ・ 本会議における審議結果（知事提案議案及び議員提案議案）について会派別の採決態度を公表（H23. 9 以降の定例会から）
- ・ 議案書等のインターネットによる公表を開始（H23. 9 以降の定例会から）
- ・ 一般質問の質問者数の増加（40 人→47 人）を決定（H24 から実施予定）
- ・ 一般質問日の本会議開始時間を、質問・質疑の最終日以外 10:30 とすることを決定（H24 から実施予定）

2 議員の活動原則、責務

3 情報公開、情報提供、説明責任

- ・ 会議等を原則として公開とする規定を整備 (H21. 5)
- ・ 常任委員会記録をインターネット上で公開開始 (H21. 2 から)
- ・ 傍聴機会増大のため常任委員会を半数開催とし、委員会の一般傍聴者定員を倍増 (H22 から) 【再掲】
- ・ 本会議における採決結果（知事提案議案及び議員提案議案について）を公表 (H23. 9 以降の定例会から) 【再掲】
- ・ 議案書等のインターネットによる公表を開始（H23. 9 以降の定例会から）【再掲】

4 住民参加

- ・ 県民意識調査に関する規定を整備 (H22. 5)

5 議会と執行機関との関係

- ・ 当初予算及び補正予算について、団会議で編成方針及び予算案の説明が知事等から行われることとなった (H21. 10 から)
- ・ 作成・変更時に、知事等が議会に説明する努力義務のある重要な政策等の基本計画等の範囲について整理し、基準を制定した (H22. 5)
- ・ 反問について考え方を整理し (H21. 1)、正副委員長決定事項とした (H21. 6)

6 議会の機能強化

- ・ 会期日数を従来の約 100 日から約 200 日に倍増 (H22 から) 【再掲】
- ・ 補正予算案の提出時にも予算委員会を開催し、予算の審査を充実 (H22 から) 【再掲】

7 討議の保障・拡大

8 議会改革の推進

- ・ 「議会改革検討会議」を、会議規則に定める「協議・調整の場」として位置付けた。
(H23. 5)

9 議会及び事務局の体制

10 議員の政治倫理・身分

11 政務調査費

- ・ 政務調査費事務処理の改正 (H23. 4)

本県では、政務調査費にかかる経理を明確にし、適正な取扱いを期するため、平成 20 年に「手引き」を作成した。

その後、作成当時に想定していなかった事例や判断が困難な事例が出てきたことから、議会改革検討会議において検討を進め、同会議からの答申を踏まえ、改正した。

12 その他（上記にあてはまらない事項）

岩手県議会

- 1 議会の活動原則、運営
 - ・本会議における一問一答方式・分割方式による一般質問の実施
- 2 議員の活動原則、責務
- 3 情報公開、情報提供、説明責任
 - ・広聴広報会議の設置
 - ・議案等に対する議員の賛否の公表
- 4 住民参加
 - ・議会と県民との意見交換の会『本音で語ろう県議会』の開催
- 5 議会と執行機関との関係
 - ・執行部から議員への質問の趣旨確認ができることとした。
- 6 議会の機能強化
- 7 討議の保障・拡大
- 8 議会改革の推進
 - ・議会改革推進会議の設置
- 9 議会及び事務局の体制
- 10 議員の政治倫理・身分
 - ・議員政治倫理条例制定
- 11 政務調査費
 - ・政務調査費（総括表）のホームページでの公開
- 12 その他（上記にあてはまらない事項）
 - ・議会に関する既存の条例等を基本条例に全て位置づけ体系化

大阪府議会

- 1 議会の活動原則、運営
 - ・定例会の回数 → 年4回から年3回とし、会期総日数を増加
- 2 議員の活動原則、責務
- 3 情報公開、情報提供、説明責任
 - ・会議規則の改正 → 投票による表決を原則記名投票に
 - ・HPの充実等 → 議案の概要や会議の開催予定、審議結果（会派の態度）などの項目追加
 - ・メールマガジンの配信開始
 - ・情報公開条例の改正 → 異議申立ての審査を第三者機関に委任
- 4 住民参加
(広報機能の充実について3に記載)
 - ・議員提案条例について、参考人招致、パブリックコメントの実施
- 5 議会と執行機関との関係
 - ・議員提案による政策条例等により政策立案、政策提言
(成立件数：H21年度－1件、H22年度－3件、H23年度－3件)
 - ・基本的な計画を議決事件に追加
- 6 議会の機能強化
(他の項目に重複)
- 7 討議の保障・拡大
 - ・本会議代表質問時に質問補助者を導入
- 8 議会改革の推進
 - ・検討組織「議会運営改革検討協議会」の設置
- 9 議会及び事務局の体制
 - ・事務局調査課に議会改革プロジェクトチームを設置
 - ・議員定数等の見直し
(112名(H19選挙)→109名(H23選挙)→88名(H27選挙))
- 10 議員の政治倫理・身分

11 政務調査費

(交付額のカットにつき 12 に記載)

12 その他（上記にあてはまらない事項）

・議員報酬及び政務調査費のカット継続

(議員報酬：H24. 3. 31 まで 30%、政務調査費：H24. 3. 31 まで 15%)

大分県議会

- 1 議会の活動原則、運営
- 2 議員の活動原則、責務
- 3 情報公開、情報提供、説明責任
- 4 住民参加
- 5 議会と執行機関との関係
- 6 議会の機能強化
- 7 討議の保障・拡大
- 8 議会改革の推進
- 9 議会及び事務局の体制
- 10 議員の政治倫理・身分
- 11 政務調査費
- 12 その他（上記にあてはまらない事項）

※ 本県議会では、平成19年度以降、議会改革・活性化のための検討組織を設置し、議会基本条例の制定を含め、下記の取組を行っている。

- ・政務調査費の透明化（条例改正）（20年4月施行）
- ・一括質問・答弁方式から一問一答、分割質問、一括質問の選択制に（20年6月）
- ・議員提案政策条例の制定（4件）
- ・出前県議会、議員出前講座の実施 等

これらについては、議会基本条例制定後の変更や新たな取組ではないが、基本条例制定後については、基本条例の趣旨を踏まえて実施されるものである。

現在、下記の検討組織が設置（地方自治法第100条第12項に基づく）されている。

- ・新政策構築協議会（議会基本条例に基づく議会に関する課題の検証や議会の政策機能の強化党についての協議・調整）
- ・議会議論活性化協議会（議会における議論の活性化策についての協議・調整）

宮城県議会

1 議会の活動原則、運営

・ 常任委員会委員の任期改正

旧：指名の日（6月定例会）から翌年度6月定例会閉会日前日まで

新：指名の日（2月定例会）から翌年2月定例会閉会日まで

・ 常任委員会の所管の組み替え

農林水産部と環境生活部を一つの委員会の所管とする。

・ 特別委員会の弾力的な設置

設置数にこだわらず、必要なテーマに応じて、必要な時期に、適切適正な委員数で構成する（従来は毎年度5～6の特別委員会を常設）。

2 議員の活動原則、責務

3 情報公開、情報提供、説明責任

・ 議案等に対する議員の賛否をHP及び図書室で公表

・ 傍聴者配布資料の改善（提出議案一覧表，質問要旨，執行部作成議案概要を追加）

・ 定例会傍聴者アンケートの実施

・ 議長による定例記者会見の実施

4 住民参加

・ 請願の処理の経過及び結果の報告要求の継続可能化（「請願・陳情取扱要領」を改正）

採択後直近の定例会まで1回のみだった報告を継続して要求できるように改正

・ 子ども議会の開催

・ 地方議会議員セミナーの開催（市町村議会との連携）

5 議会と執行機関との関係

・ 執行部の附属機関の委員を就任辞退（法律及び政令に規定あるものを除く）。

6 議会の機能強化

・ 予算調製方針の説明を試行として実施。

7 討議の保障・拡大

・ 知事等の反問制度の導入。

8 議会改革の推進

・ 議会改革推進会議（協議等の場）の設置。

9 議会及び事務局の体制

10 議員の政治倫理・身分

11 政務調査費

12 その他（上記にあてはまらない事項）

北海道議会

- 1 議会の活動原則、運営
- 2 議員の活動原則、責務
- 3 情報公開、情報提供、説明責任
 - ① 情報提供→・議会中継を静止画から動画に配信映像を変更
・海外調査に係る報告書をホームページに全文掲載
- 4 住民参加
- 5 議会と執行機関との関係
- 6 議会の機能強化
- 7 討議の保障・拡大
- 8 議会改革の推進
 - ① 議員定数の2名削減。106名→104名（平成22年10月議決）。
- 9 議会及び事務局の体制
- 10 議員の政治倫理・身分
- 11 政務調査費
 - ① 議会基本条例において、自治法上は明確となっていない「議員の活動」について具体的に規定し、政務調査費条例の改正により、これらの活動に係る調査研究を政務調査活動として規定した。
- 12 その他（上記にあてはまらない事項）
 - ① 議員の研修
議員研修の役割・位置づけを明確にするとともに、より積極的かつ効率的な研修への参加等に資するため、議員研修を体系化するとともに、体系の中に、議員の議論を踏まえた上で必要に応じて開催する「特別研修」を設けた。

長野県議会

1 議会の活動原則、運営

2 議員の活動原則、責務

3 情報公開、情報提供、説明責任

- ・委員会等の公開（基本条例第14条）について、委員会等を原則公開とするため、基本条例の制定に併せて委員会条例を改正（委員会条例第18条）し、委員会傍聴取扱要領や協議又は調整を行うための場における傍聴取扱要領を定めた。

- ・広報の充実（基本条例第15条）について、従来から県民との意見交換・懇談を行うために開催していた「こんにちは県議会です（ふれあいミーティング）」に県政報告会の要素を取り入れて開催するため、広報実施要領を改正した。

（県政報告会は本年度から実施している。）

4 住民参加

5 議会と執行機関との関係

6 議会の機能強化

7 討議の保障・拡大

- ・新たに委員会における議員相互間の討議（基本条例第12条第2項）を実施している。

8 議会改革の推進

- ・議会改革の推進（基本条例第16条）について、議会改革推進会議（基本条例第17条）は未設置であるが、各党派共同で検討するための議会改革調査会という議員の任意の組織が立ち上げられ、検討が進められている。

9 議会及び事務局の体制

10 議員の政治倫理・身分

11 政務調査費

12 その他（上記にあてはまらない事項）

高知県議会

- 1 議会の活動原則、運営
- 2 議員の活動原則、責務
- 3 情報公開、情報提供、説明責任
手話通訳の導入
- 4 住民参加
- 5 議会と執行機関との関係
- 6 議会の機能強化
- 7 討議の保障・拡大
- 8 議会改革の推進
- 9 議会及び事務局の体制
- 10 議員の政治倫理・身分
- 11 政務調査費

12 その他（上記にあてはまらない事項）

現在、議会運営委員会で平成 21 年に制定した議会基本条例を具現化するための検討を行っています。委員会では 13 の検討項目が提案され、そのうちの 5 項目を優先検討事項として協議しているところです。検討期間は平成 24 年度末までを予定していますが、協議が調った項目から順次実施していくこととしております。

（優先検討事項） ①常任委員会ごとの決算審査、②通年議会、③議案に対する議員の賛否の公開、④議会の休日、夜間開催、⑤常任委員会のインターネット中継

（検討事項） ①陳情の取り扱い、②質問回数の制限をなくす、③本会議の質問方式、④委員会記録のスピード化、⑤手話通訳のテレビ中継、⑥委員会だよりの発行、⑦議会運営委員会の公開、⑧配付資料のデータ化、ペーパーレス化の推進

石川県議会

1 議会の活動原則、運営
特になし

2 議員の活動原則、責務
特になし

3 情報公開、情報提供、説明責任
・議会の諸活動を積極的に県民に対し情報提供するとともに、議会に対する県民意見の把握等を目的として、石川県議会広報広聴会議を設置した。
・議長定例記者会見を開催し、傍聴者用パンフレットの作成を行った。

4 住民参加
特になし

5 議会と執行機関との関係
・知事等は、本会議又は委員会における議員の質疑又は質問に対して、議長又は委員長の許可を得て、質問し、又は意見を述べるができることとした。
(ただし、未だ具体的な実績はない。)

6 議会の機能強化
・議会の政策立案機能等の充実・強化のために、石川県議会政策調査会を設置した。

7 討議の保障・拡大
特になし

8 議会改革の推進
・議会改革推進のために、石川県議会改革推進会議を設置した。その中で、昨年度は、常任委員会及び特別委員会の見直しを行い、議員定数削減の現状から、意義ある委員会運営とするため、5つあった常任委員会を4つとし、適正な人員の配置をした。
今年度は、予算審議の充実を図るため、予算特別委員会の常任委員会化について協議し、12月議会において条例改正した。

9 議会及び事務局の体制
・基本条例制定前であるが、H22年4月から、事務局「調査課」を「企画調査課」に改称するとともに、「企画・法制グループ」と「調査・広報グループ」の2グループ体制とし、基本条例の具体的な運用に対応することとした。
(基本条例は、H22年6月に公布・施行)

10 議員の政治倫理・身分
特になし

11 政務調査費
特になし

12 その他（上記にあてはまらない事項）
特になし

鹿児島県議会

- 1 議会の活動原則、運営
 - ・ 変更事項なし
- 2 議員の活動原則、責務
 - ・ 変更事項なし
- 3 情報公開、情報提供、説明責任
 - ・ 会期日程の公表時期の前倒しを実施（従来は開会1月前議運で決定・公表→開会中に次回定例会の日程（案）を見込みとして公表）
 - ・ 議案に対する議員の賛否の公表を実施
 - ・ 委員会行政視察を活用した広報活動（常任委員長による議会活動の紹介）を実施
- 4 住民参加
 - ・ 本会議の傍聴の自由化（傍聴に許可が必要な小学校の児童及び乳幼児についても、許可を要しないこととした）
 - ・ 県議会と県民との意見交換会「あなたのそばで県議会」の実施
- 5 議会と執行機関との関係
 - ・ 変更事項なし
- 6 議会の機能強化
 - ・ 変更事項なし
- 7 討議の保障・拡大
 - ・ 変更事項なし
- 8 議会改革の推進
 - ・ 変更事項なし（継続的に議会改革に取り組むことを規定）
※ 今年度も議会改革として予算審査のあり方を検討し、審査方式の改正を行った。
- 9 議会及び事務局の体制
 - ・ 変更事項なし
- 10 議員の政治倫理・身分
 - ・ 変更事項なし
- 11 政務調査費
 - ・ 変更事項なし
- 12 その他（上記にあてはまらない事項）
 - ・ 質問者席の設置（登壇に係る時間の短縮を図った）

奈良県議会

- 1 議会の活動原則、運営
 - ・特別委員会の調査事項を見直し（平成23年改選後～）
 - ・特別委員会において委員間討議の時間を設ける（平成23年改選後～）
 - ・特別委員会において有識者からの意見聴取の機会を設ける（平成23年11月～）
 - ・本会議の傍聴者へ質問要旨を配布（平成23年11月定例会～）
- 2 議員の活動原則、責務
 - ・議員向け講演会（県議会政策セミナー）を開催予定（平成24年1月）
- 3 情報公開、情報提供、説明責任
 - ・議長記者会見の実施（平成22年12月～）
 - ・常任委員会、特別委員会の傍聴者へ関係資料を配付（平成21年9月～）
 - ・本会議の傍聴者へ質問要旨を配布（平成23年11月定例会～）
- 4 住民参加
 - ・特別委員会において有識者からの意見聴取の機会を設ける（平成23年11月～）
- 5 議会と執行機関との関係
 - 特になし
- 6 議会の機能強化
 - ・政策検討会議を設置（平成23年5月～）
- 7 討議の保障・拡大
 - ・特別委員会において委員間討議の時間を設ける（平成23年改選後～）
- 8 議会改革の推進
 - ・議会改革推進会議を設置（平成22年12月～）
- 9 議会及び事務局の体制
 - ・議員向けに『議会事務局調査課ニュースレター』を発行（平成23年5月～）
 - ・図書閲覧室にインターネット環境を整備
- 10 議員の政治倫理・身分
 - 特になし
- 11 政務調査費
 - 特になし
- 12 その他（上記にあてはまらない事項）

京都府議会

- 1 議会の活動原則、運営
- 2 議員の活動原則、責務
- 3 情報公開、情報提供、説明責任
 予算特別委員会・決算特別委員会の総括質疑における直接傍聴の実施（H23. 11～）
 （常任委員会、特別委員会（予算・決算特別委員会については書面審査のみ）及び議会運営委員会については、従来から直接傍聴を実施）
- 4 住民参加
- 5 議会と執行機関との関係
- 6 議会の機能強化
- 7 討議の保障・拡大
- 8 議会改革の推進
 これまでの議会改革の取組について、京都府議会基本条例の理念を踏まえ、その趣旨の確認、効果や課題等の検証を実施
 （H23. 7 議長から議会運営委員長に諮問、議会運営委員会に議会改革検討小委員会を設置して検討し、H23. 10 に検証結果を議会運営委員長から議長に答申。当該答申を踏まえ、広報・広聴活動の充実に関する取組について検討する予定）
- 9 議会及び事務局の体制
- 10 議員の政治倫理・身分
- 11 政務調査費
- 12 その他（上記にあてはまらない事項）

広島県議会

- 1 議会の活動原則、運営
- 2 議員の活動原則、責務
- 3 情報公開、情報提供、説明責任
- 4 住民参加
- 5 議会と執行機関との関係
 - ・議会改革推進委員会議会基本条例推進部会において、「基本計画議決条例」の制定について、検討を開始。
- 6 議会の機能強化
- 7 討議の保障・拡大
- 8 議会改革の推進
 - ・議長の諮問に基づき設置していた「議会改革推進委員会」を、広島県議会基本条例第20条第2項の規定に基づく組織として設置。
《広島県議会基本条例》
第20条 議会は、自らの改革に不断に取り組むものとする。
2 議会は、継続的な議会改革を推進するため、議員で構成する議会改革推進委員会を設置する。
 - ・広島県議会基本条例の推進に係る事項（議会改革推進委員会が設置した他の部会で所掌するものを除く）について、調査及び検討を行うため、議会改革推進委員会に「議会基本条例推進部会」を設置。
- 9 議会及び事務局の体制
- 10 議員の政治倫理・身分
- 11 政務調査費
- 12 その他（上記にあてはまらない事項）

愛媛県議会

- 1 議会の活動原則、運営
- 2 議員の活動原則、責務
- 3 情報公開、情報提供、説明責任
 - ・本会議のインターネット中継を従来のライブ中継にあわせて、録画中継により視聴できることとした。(23年12月議会から)
- 4 住民参加
- 5 議会と執行機関との関係
- 6 議会の機能強化
- 7 討議の保障・拡大
- 8 議会改革の推進
- 9 議会及び事務局の体制
- 10 議員の政治倫理・身分
- 11 政務調査費
- 12 その他（上記にあてはまらない事項）

※ 愛媛県議会では、「愛媛県議会基本条例」を平成23年3月11日に議決し、3月18日に施行した。平成23年度は、「自民党県連議会改革プロジェクトチーム」を立ち上げる等、各会派で改革案を検討しており、今後具体的な方策が提案される予定。

なお、23年2月議会では、議会基本条例制定にあわせて、傍聴人に配布する質問要旨の改善及び議員ごとの表決態度のホームページ等での公表を先行実施している。

川崎市議会

- 1 議会の活動原則、運営
特になし
- 2 議員の活動原則、責務
特になし
- 3 情報公開、情報提供、説明責任
委員会における傍聴者への資料提供の実施
- 4 住民参加
特になし
- 5 議会と執行機関との関係
区長の一般質問への出席
- 6 議会の機能強化
特になし
- 7 討議の保障・拡大
特になし
- 8 議会改革の推進
特になし
- 9 議会及び事務局の体制
特になし
- 10 議員の政治倫理・身分
特になし
- 11 政務調査費
特になし
- 12 その他（上記にあてはまらない事項）
議場内大型映像装置（ディスプレイ）を活用した質問の実施

さいたま市議会

- 1 議会の活動原則、運営
 - ・変更事項は特にありません
- 2 議員の活動原則、責務
 - ・変更事項は特にありません
- 3 情報公開、情報提供、説明責任
 - ・傍聴規則及び委員会傍聴規程の改正により、乳幼児等子供連れの方でも議長許可により傍聴が可能となった。
 - ・議場内スクリーン設置による議員用演壇で行う発言映像の提供
- 4 住民参加
 - ・変更事項は特にありません
- 5 議会と執行機関との関係
 - ・変更事項は特にありません
- 6 議会の機能強化
 - ・議決事件拡大条例の制定
- 7 討議の保障・拡大
 - ・変更事項は特にありません
- 8 議会改革の推進
 - ・変更事項は特にありません
- 9 議会及び事務局の体制
 - ・変更事項は特にありません
- 10 議員の政治倫理・身分
 - ・変更事項は特にありません
- 11 政務調査費
 - ・変更事項は特にありません
- 12 その他（上記にあてはまらない事項）
 - ・議員用（対面式）演壇の設置
 - ・代表質問及び一般質問における分割質問方式の導入
 - ・執行機関の附属機関の委員の職からの議員の撤退

名古屋市議会

1 議会の活動原則、運営

- ・平成 23 年 3 月定例会より、委員会審議の中で、委員間討議が試行実施されている。
- ・請願及び陳情の審査において、口頭陳情の申し出があった場合、議会基本条例の趣旨を踏まえ、原則として許可している。

2 議員の活動原則、責務

3 情報公開、情報提供、説明責任

- ・平成 22 年 4 月に 5 会場で議会報告会を開催した。(以降、定期的に開催するため市長に予算要求しているが、市長が認めないため開催すること自体が困難となっている。)
- ・市会だよりの編集について、平成 22 年 6 月臨時号から議員で構成する「市会だより編集委員会」にて掲載内容について協議を行っている。
- ・議案の賛否について、市会だより平成 22 年 9 月号から会派ごとで掲載し、平成 23 年 5 月号から議員ごとで掲載している。
- ・平成 22 年 6 月より正副議長記者会見を定例会の前後等を実施しており、その内容について後日インターネットで配信を行っている。
- ・委員会のインターネット中継を平成 23 年 3 月 28 日から実施している。
- ・平成 19 年改選後からの委員会記録をインターネットで公開している。(平成 23 年 3 月から開始)
- ・平成 23 年 3 月 24 日より正副議長選挙で所信表明を実施しており、所信表明はインターネットで生中継を行っている。
- ・議員の海外視察の報告書について、保存期間を 1 年とし閲覧に供していなかったが、平成 23 年 10 月 11 日以後に派遣された議員から提出された報告書より、保存期間を 5 年とし市会図書室で閲覧に供するとともに、ウェブサイトにも 1 年間掲載するよう要綱を改めた。(平成 23 年 10 月 11 日施行)

4 住民参加

5 議会と執行機関との関係

- ・予算を伴う議員提出の条例案の提案に当たり、議員が市長と事前協議を行った。

6 議会の機能強化

7 討議の保障・拡大

8 議会改革の推進

9 議会及び事務局の体制

- ・平成23年度に経理・情報担当主査を1名定数増とした。

10 議員の政治倫理・身分

- ・名古屋市議会の議員の議員報酬の特例に関する条例の一部改正（平成22年4月1日施行）
- ・名古屋市議会の議員の議員報酬の特例に関する条例の一部改正（平成22年11月1日施行）
- ・名古屋市議会の議員の議員報酬の特例に関する条例の制定（平成23年5月1日施行）

11 政務調査費

12 その他（上記にあてはまらない事項）

広島市議会

- 1 議会の活動原則、運営
- 2 議員の活動原則、責務
- 3 情報公開、情報提供、説明責任
 - ・委員会（常任委員会及び特別委員会）を委員長の許可による公開から原則公開に変更
 - ・決算特別委員会（全体会議）の生中継及び録画中継の実施
 - ・予算特別委員会の録画中継の実施
- 4 住民参加
- 5 議会と執行機関との関係
 - ・本会議及び委員会において、市長等に対し、議員及び委員の発言の趣旨について確認の機会を付与
- 6 議会の機能強化
- 7 討議の保障・拡大
- 8 議会改革の推進
 - ・継続的な議会改革に取り組むため、議会改革推進会議を設置
- 9 議会及び事務局の体制
- 10 議員の政治倫理・身分
- 11 政務調査費
- 12 その他（上記にあてはまらない事項）

新潟市議会

- 1 議会の活動原則、運営
- 2 議員の活動原則、責務
- 3 情報公開、情報提供、説明責任
- 4 住民参加
- 5 議会と執行機関との関係
- 6 議会の機能強化
- 7 討議の保障・拡大
- 8 議会改革の推進
 - 議会改革推進会議の設置
- 9 議会及び事務局の体制
- 10 議員の政治倫理・身分
- 11 政務調査費
- 12 その他（上記にあてはまらない事項）
 - 正副議長選挙に係る所信表明会の実施
 - 従来の一括質問一括答弁方式に加えて、一問一答方式・分割方式を導入
 - 一般質問の人数制限の撤廃